

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

- ◇告 示 計量器の定期検査の実施(商工指導課)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地改良事業の認可(七件)(〃)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第二百九十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、

同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十三年四月十八日から  
昭和六十四年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

### 二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十三年四月十八日 午前十時から午後二時まで 若桜町 若桜町山村開発センタ

昭和六十三年四月十九日 〃 〃 八東町 八東町農業協同組合選果場

昭和六十三年四月二十日 〃 〃 船岡町 船岡町中央公民館

昭和六十三年四月二十一日 午前十時から午後三時まで 郡家町 郡家町中央公民館

昭和六十三年四月二十二日 午前十時から午後二時まで 河原町 河原町役場

昭和六十三年四月二十五日 午前十時から午後三時まで 用瀬町 用瀬町農業協同組合選果場

昭和六十三年四月二十六日 午前十時から正午まで 佐治村 佐治村中央公民館

昭和六十三年四月二十七日 午前十時から午後三時まで 智頭町 智頭町役場

昭和六十三年五月九日 午前十時から午後二時まで 関金町 関金町山村開発センタ

昭和六十三年 午前十時から  
五月十日 午後三時まで 三朝町 三朝町山村開発センタ

昭和六十三年 〃 〃 〃 〃  
五月十一日 〃 〃 〃 〃 東郷町 東郷町役場

昭和六十三年 午前十時から  
五月十二日 午後二時まで 羽合町 羽合町農業協同組合選  
果場

昭和六十三年 〃 〃 〃 〃  
五月十三日 〃 〃 〃 〃 泊村 泊村役場

鳥取県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	故島賢市	東伯郡羽合町大字長瀬一一五〇一六
〃	岡本実	〃 〃 〃 一〇五〇一二
〃	細川正一	〃 〃 〃 九七八
〃	植原正隆	〃 〃 〃 一一六二一一
〃	穂久潤一	〃 〃 〃 大字久留九二一一
〃	前田健壽	〃 〃 〃 大字水下一四五一一
〃	高田孝一	〃 〃 〃 大字長瀬二〇三九

〃 山名博典 大字田後八五一

〃 柳生護 大字上浅津四八九

〃 清水巧 二九三

〃 山田正純 大字下浅津二四三一一二

〃 山下義春 大字南谷三五一

〃 安達芳男 大字橋津七二六一五

〃 手嶋武臣 〃 〃 〃 〃 東郷町大字長江九三二

〃 岡本良蔵 〃 〃 〃 〃 大字門田三四二一一

〃 福井兼義 倉吉市清谷四九一

〃 杉本廣 東伯郡羽合町大字長瀬一一四五一四

〃 北田昇一 大字上浅津二九一一一

〃 間壽太郎 〃 〃 〃 〃 大字橋津四三三一一六

昭和六十三年三月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	足立道男	東伯郡羽合町大字長瀬一〇二四
〃	細川正一	〃 〃 〃 九七八
〃	山田博	〃 〃 〃 一一六八
〃	植原剛	〃 〃 〃 一一五二
〃	高木繁	〃 〃 〃 一三三五
〃	村口春高	〃 〃 〃 一六七一一二
〃	山崎昭	〃 〃 〃 二三九八
〃	山名博典	〃 〃 〃 大字田後八五一
〃	柳生護	〃 〃 〃 大字上浅津四八九

三一〇

山本実孝	大字下浅津二四三二
山田正純	大字南谷六二三一
中本敏	大字橋津七二六一五
安達芳男	東郷町大字長江九三二
手嶋武臣	大字門田三四二一
岡本良蔵	倉吉市清谷四九一
福井兼義	東伯郡羽合町大字長瀬一一五八
大場義勝	大字上浅津二九一一
北田昇一	大字橋津四三三六
間壽太郎	

昭和六十三年三月八日就任 任期四年

鳥取県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業麻生地区区画整理）を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区農道整備）を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（祢宜谷）地区暗きよ排水）を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宮田地区農業用

用排水)を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)宮田地区暗きよ排水)を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業(農村総合整備モデル事業溝口(大原白水線)地区農道整備)を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)所子地区農業用排水)を昭和六十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北条町

二 事業の種類

北条町運動施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北条町大字田井字前浜及び字浜辺地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

北条町役場

鳥取県告示第三百三三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業皆生新田第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市皆生新田第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年十一月二十二日から昭和六十五年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生字南砂池、字東大池及び字下沖林の全部並びに同市皆生字林田、字丸池、字西大池、字小砂池、字北砂池、字ウドロ口、字ウドロ口沖、字小バイ、字西雁座、字中沖林、字石河原ウド、字向林、字東林ノ上及び字土手ノ内の各一部

四 事務所の所在地

米子市皆生二四九二

五 設立認可の年月日

昭和五十九年十一月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

米子市役所及び事務所の提示場に提示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和六十三年三月十四日

鳥取県告示第三百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年二月二十四日 鳥取県指令受米土維第百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北濱開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区三川町三一―一二

有限会社カール

代表取締役 村上雅明

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和六十三年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 昭和六十三年三月二十二日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和六十三年度市町村選管委員・啓発担当者研修会について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】